第二十七条の十四の二第四項第一号を次のように改める。

一　令第二十九条の四第一項第一号イに掲げる者が令第二十九条の三第一項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ロに掲げる者が令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第一号ハに掲げる者が令第二十九条の三第一項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第二号イに掲げる者が令第二十九条の三第三項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ロに掲げる者が令第二十九条の三第三項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ハに掲げる者が令第二十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

第二十七条の十四の二第七項中「保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に、「令第二十九条の四第一項第一号に掲げる入院療養等」を「療養」に改め、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加える。

第二十七条の十四の三の見出し中「又は第二号ロの入院療養等」を「、第二号イ若しくはロ、第三号ロ又は第四号ロの療養」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号イ若しくはロ、第三号ロ又は第四号ロ」を加え、「入院療養等」を「療養」に改め、「又は第二号ロに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。

第二十七条の十四の四の見出し中「第二十九条の四第一項第二号ハ又はニ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハ」に改め、同条第一項中「第二十九条の四第一項第二号ハ又はニ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　令第二十九条の三第四項第三号若しくは第四号、第五項第三号若しくは第四号又は第六項第三号に掲げる場合のいずれかに該当している旨

第二十七条の十四の四第三項第一号を次のように改める。

一　令第二十九条の四第一項第三号ハに掲げる者が令第二十九条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ニに掲げる者が令第二十九条の三第四項第四号ハに掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ニに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

第二十七条の十四の四第五項中「保険医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、「令第二十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加える。

様式第一号の八（裏面）中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」を「療養」に改め、同様式の備考中「掲げる者である」を「該当する」に改める。

様式第一号の九（裏面）中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」及び「入院の際又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」を「療養」に改め、同様式の備考中「掲げる者である」を「該当する」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号中「第一号ハ」の下に「又は第二号ハ」を加え、同条第二号中「第一号ニ」の下に「、第二号ニ又は第四号」を加える。

第六十一条の二第八項中「保険医療機関から令第十六条第一項各号に掲げる療養」を「医療機関等（令第十六条第一項に規定する医療機関等をいう。第六十七条第四項及び第五項において同じ。）から療養（令第十四条第一項第一号に規定する療養をいう。第六十六条及び第六十七条第四項において同じ。）」に、「同項」を「令第十六条第一項」に改める。

第六十四条中「第十五条第一項第二号」の下に「（同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十四条第一項又は第二項」に改める。

第六十五条中「第十五条第一項第四号」の下に「（同条第二項第四号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十四条第一項又は第二項」に改める。

第六十六条（見出しを含む。）中「入院療養」を「療養」に改める。

第六十七条第一項各号列記以外の部分中「第十六条第一項第一号ハ又はニ」を「第十六条第一項第一号ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ又は第四号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　令第十五条第一項第三号若しくは第四号若しくは第二項第三号若しくは第四号若しくは第三項第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は令第十四条第七項に該当している旨

第六十七条第三項第二号を次のように改める。

二　令第十六条第一項第一号ハに掲げる者が令第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十六条第一項第一号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十六条第一項第二号ハに掲げる者が令第十五条第二項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十六条第一項第二号ニに掲げる者が令第十五条第二項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき限度額適用認定を受けている者が同項に該当しなくなつたとき。

第六十七条第四項中「保険医療機関等から令第十六条第一項各号に掲げる」を「医療機関等について」に改め、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、「当該保険医療機関等」を「当該医療機関等」に改め、同条第五項中「保険医療機関等」を「医療機関等」に改める。

様式第五号（裏面）中「入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」及び「入院の際又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」を「療養」に、「保険医療機関等」を「医療機関等」に、「保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」を「療養」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。